○能代市大館能代空港利用促進助成金交付要綱

平成２３年３月２３日
告示第３３号

（趣旨）

第１条　この告示は、市民の大館能代空港（以下「空港」という。）の利用促進を図るため、空港発着の航空機を利用したものに対し、市が航空運賃の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付対象）

第２条　助成金の交付対象者は、搭乗する日において次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　本市に住所を有する者（次号に掲げる者を除く。）

（２）　本市内に所在する事業所に所属する者であって、当該事業所から航空機の利用に係る旅費が支給されているもの

（３）　本市以外の市町村（特別区を含む。）に住所を有する学生であって、本市内に扶養者を有するもの

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

２　前項の規定にかかわらず、前項の規定に該当するものが次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象者としない。

（１）　官公庁の職員であって、公務による出張のために航空機を利用した場合

（２）　団体名が記載されている航空券を利用した場合（小中学校等の修学旅行による利用を除く。）

（３）　５月１日から１１月３０日までの間の国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に航空機を利用した場合

（令６告示１３７・令８告示１００・一部改正）

（助成金の額）

第３条　助成金の額は、片道１回につき２，０００円とする。

（平２５告示６１・平３０告示１３・令２告示２４・一部改正）

（助成金の申請及び交付）

第４条　助成金の交付を受けようとするものは、大館能代空港利用促進助成金交付申請書（兼請求書）（別記様式）に必要事項を記入し、第２条第１項に該当するものであることを証明する書類を添付して、搭乗した日から起算して３０日以内に市長に申請するものとする。

２　前項の規定による申請をすることができる者は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、第１号又は第３号の区分に該当する場合において、交付対象者が未成年者であるときは、当該申請をすることが

できる者をその保護者とする。

（１）　第２条第１項第１号に掲げる者　交付対象者又は交付対象者の同居親族である代理人

（２）　第２条第１項第２号に掲げる者　交付対象者が所属する事業所の代表者

（３）　第２条第１項第３号に掲げる者　交付対象者を扶養する者

（４）　第２条第１項第４号に掲げる者　市長が適当と認める者

３　市長は、第１項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

（平３０告示１１６・令２告示１５８・令８告示１００・一部改正）

（助成金の返還）

第５条　市長は、助成金の交付を受けたものが、偽りその他不正行為により助成金を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第６条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

（令２告示１５８・旧附則・一部改正）

（新型コロナウイルス感染症の影響による助成金の額の特例）

２　令和３年１月１日から同年３月３１日までの間に搭乗したものに係る助成金に関する第３条の規定の適用については、同条中「２，０００円」とあるのは、「５，０００円」とする。

（令２告示１５８・追加、令３告示１６１・一部改正）

３　令和３年１２月１日から令和４年３月３１日までの間に搭乗したものに係る助成金に関する第３条の規定の適用については、同条中「２，０００円」とあるのは、「５，０００円」とする。

（令３告示１６１・追加）

４　令和４年１０月１日から令和５年３月３１日までの間に搭乗したものに係る助成金に関する第３条の規定の適用については、同条中「２，０００円」とあるのは、「５，０００円」とする。

（令４告示１３６・追加）

附　則（平成２３年６月３日告示第９１号）

この告示は、平成２３年６月３日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年８月３１日告示第１１５号）

この告示は、平成２３年８月３１日から施行する。

附　則（平成２５年４月１日告示第６１号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

（助成金の額に関する経過措置）

２　改正後の第３条の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の日前に搭乗したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２６年２月１日告示第５号）

この告示は、平成２６年２月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２８年告示第２１号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月６日告示第１３号）

（施行期日）

１　この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

（助成金の額に関する経過措置）

２　改正後の第３条の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の日前に搭乗したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成３０年７月１９日告示第１１６号）

この告示は、平成３０年８月１日から施行する。

附　則（令和２年３月１２日告示第２４号）

（施行期日）

１　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

（助成金の額に関する経過措置）

２　改正後の第３条の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の日前に搭乗したものについては、なお従前の例による。

附　則（令和２年１２月１５日告示第１５８号）

この告示は、令和３年１月１日から施行する。

附　則（令和３年１１月１９日告示第１６１号）

この告示は、令和３年１２月１日から施行する。

附　則（令和４年９月２８日告示第１３６号）

この告示は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日告示第５１号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年８月２９日告示第１１６号）

この告示は、令和６年９月１日から施行する。

附　則（令和６年１１月１日告示第１３７号）

（施行期日）

１　この告示は、令和６年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２条第２項の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の日前に搭乗したものについては、なお従前の例による。

附　則（令和８年５月１９日告示第１００号）

（施行期日）

１　この告示は、令和８年５月１９日から施行する。ただし、第２条第２項第２号の次に１号を加える改正規定は、同年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の能代市大館能代空港利用促進助成金交付要綱の規定（第２条第２項第３号の規定を除く。）は、前項本文の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、同日前に搭乗したものについては、なお従前の例による。

３　この告示による改正後の第２条第２項第３号の規定は、附則第１項ただし書の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、同日前に搭乗したものについては、なお従前の例による。